

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
(1)	県外産業廃棄物流入規制の見直し	昨年度の政府回答に基づき、早急に実態調査に着手するとともに、廃棄物処理法の趣旨・目的を超えて定められた運用について、必要な見直しを行い適切に対応するよう、都道府県等に対して、通知や各種会議等を通じて、着実に周知徹底すべきである。	<p>廃棄物処理法の規定にはないが、産業廃棄物を県外に搬出する場合、搬出先の都道府県等の多くにおいて条例・指導要綱に基づく事前協議が必要とされており、その申請、許認可の取得に多くの時間、労力を費やされている。また、事前協議の内容（対象産業廃棄物、提出書類等）が都道府県等ごとに異なっているため、同一の処理を行うにもかかわらず、都道府県等によって判断が異なる場合があり、事業者による広域的かつ効率的な廃棄物処理、リサイクルの阻害要因となっている。</p> <p>本要望については、昨年度の要望に対し、環境省から「都道府県等による流入規制に関しては、産業廃棄物が広域的に移動するという性質を有する一方で、適正に処理する産業廃棄物処理業者であってもその扱う産業廃棄物量が制約され、正規のルートが絞られることにより、結果として無許可業者の不適正処理ルートに向かうことになりかねないこと、優良な産業廃棄物処理業者が市場において優位に立てるようにすることを目的とする産業廃棄物分野の構造改革にブレーキをかけかねないこと等」といった問題があります。そのため、廃棄物処理法の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を越える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応していただくよう、通知や各種会議を通じて都道府県等に働きかけており、引き続き、働きかけを行ってまいります。なお、御指摘の実態調査については、今後速やかに行ってまいります。」との回答を得るとともに、「規制改革実施計画」（2015年6月30日閣議決定）において、「都道府県等による産業廃棄物の流入規制について実態調査を行う。加えて、廃棄物処理法の趣旨・目的を超えて定められた運用について、必要な見直しを行い適切に対応するよう、都道府県等に対して、通知や各種会議等を通じて周知徹底する。【平成27年度以降順次措置】」とされた。</p>	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条
(2)	産業廃棄物管理票(マニフェスト)に関する報告書の報告事項の統一	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定により、提出が義務付けられている産業廃棄物管理票に関する報告書について、都道府県ごとに異なる報告様式の統一を徹底していただきたい。	<p>産業廃棄物管理票を交付した者は、交付した産業廃棄物管理票に関する報告書を作成し、都道府県等に提出しなければならないとされている（廃棄物処理法第12条の3第7項）。この報告書については、施行規則において、様式第三号により作成するものとされているが、都道府県によって、報告内容や提出書類、提出先が異なり、事業者は、報告書の提出と労力を費やしている。</p> <p>例えば、産業廃棄物の種類を記載する際に、都道府県独自の廃棄物コードを記載する場合や様式にはない処分方法の記載を要求される場合もある。また、提出窓口も県庁や保健所、政令市等、様々である。建築工事を伴う事業においては、施工現場がその都度異なり、地域ごとに報告内容と提出窓口を確認することが必要となっている。</p> <p>本要望については、すでに「規制改革推進のための3か年計画（改定）」（2008年3月31日付環産第080331001号）や「産業廃棄物管理業交付等状況報告書及び産業廃棄物処理業許可申請時の添付書類に関する書類の統一について」（2011年3月31日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課事務連絡）などにより、都道府県等に周知を図っていただいているところであるが、改善が見られない。</p> <p>様式第三号の様式に統一することによって、電子データによる一括処理が可能となるとともに、提出窓口を統一することによって確認の手間が省け、事務手続きの煩雑さが解消される。都道府県等への更なる働きかけをしていただきたい。</p>	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項、同施行規則第8条の27
(3)	産業廃棄物処理業許可における役員変更届出の期限延長	産業廃棄物処理業者における役員変更時の届出について、届出期限を10日から30日に延長していただきたい。	<p>廃棄物処理法により、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者において、役員を変更した際には、変更の日から10日以内に、その旨を届出でなければならない。届出の際には、法令上は、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書の添付が必要とされているが、実際には、併せて役員を変更したことの証明として、履歴事項全部証明書の添付を求められることが多い。</p> <p>しかしながら、履歴事項全部証明書の入手には時間を要し、遅延理由書を添付して提出するのが通例となっている。</p> <p>履歴事項全部証明書の発行の前提となる「役員変更登記」については、会社法上、変更が生じた日から2週間以内に変更の登記をすれば足りるとされているにもかかわらず、廃棄物処理法の変更届出が10日以内というのは非常に短い。</p> <p>たとえば、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」では、公害防止統括者の選任の場合、「大気汚染防止法」では、ばい煙発生施設設置届出者にかかる氏名の変更等の場合、「特定公害防止組織整備法」では、公害防止管理者の選任及び志望・解任の場合のいずれにおいても、その日から30日以内となっており、廃棄物処理法上の届出についても実態に合わせて期限を延長すべきである。</p>	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項、同施行規則第10条10の第2項
(4)	産業廃棄物収集運搬業許可取得手続きの合理化・短縮化	廃棄物処理法第14条においては、産業廃棄物の収集運搬を業として行う場合、積込み場所と積卸し場所をそれぞれ管轄する都道府県の許可が必要であり、関係都道府県ごとに同法施行規則第9条の2に基づく申請が必要となるが、業許可取得にあたっては、既に許可を取得した都道府県における申請内容を共有・活用することにより、審査の合理化・短縮化をしていただきたい。	<p>廃棄物処理法第14条においては、産業廃棄物の収集運搬を業として行う場合、積込み場所と積卸し場所をそれぞれ管轄している都道府県の許可が必要となり、関係都道府県それぞれに対し、同法施行規則第9条の2に基づく同様の申請を行う必要がある。</p> <p>産業廃棄物の処分先を追加する場合、現契約先の収集運搬業者が処分先の都道府県の許可を取得していないことが多い。現契約している収集運搬業者が産業廃棄物収集運搬業許可を取得する場合、審査に1ヵ月（他の種類の産業廃棄物で既に許可をもつ場合）～3ヵ月（新規取得で申請する場合）かかることで、契約が遅れ、早急に処分を進めようとしても対処できないことがある（新規収集運搬業者と契約するにしても契約まで時間を要する）。</p> <p>また、県外産業廃棄物搬入届出を必要としている都道府県への届出についても、産業廃棄物収集運搬業許可取得後の申請となることから、さらに処理開始まで時間を要している。</p> <p>新たな都道府県で業許可取得を行う場合において、既に取得した許可情報を活用し、審査の合理化・短縮化を行うことについては、法の趣旨である適正処理を阻害するものではない（第4条における都道府県の産業廃棄物に関する状況把握・適正処理への措置の努力義務を阻害するものではない）。</p> <p>業許可取得に関する審査が合理化・短縮化されることにより、速やかに産業廃棄物を処分することが容易となり、円滑な廃棄物処理（事業活動）の実施、資源有効利用の範囲・用途の拡大、コスト低減に寄与する。</p>	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項
(5)	泥土圧式シールド工事掘削土の取扱の見直し	「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」（平成23年3月30日、環産第110329004号）における建設汚泥の取扱いについて（「2.3」解説(7)）、泥水非循環工法（泥土圧シールド工法）を用いた場合に、分級機・調整槽・脱水機を導入して非泥状処理をした場合には、非泥状処理までを一体のシステムとして捉え、その時点をもって、「汚泥」か「土砂」かを判断していただきたい。具体的には、解説(7)の文末に、「ただし、泥水非循環工法（泥土圧シールド工法）を用いた場合において、分級機・調整槽・脱水機が用いられている場合には、それを一体のシステムと捉え、その時点をもって判断する。」などと追記していただきたい。	<p>シールド工事における掘削残土は、排出時の性状により「汚泥」か「土砂」かが判断される。「汚泥」と判断された場合は、産業廃棄物に該当し廃棄物処理法の適用となるが、「土砂」と判断された場合には産業廃棄物に該当しない。</p> <p>この判断時期については、「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」（平成23年3月30日、環産第110329004号）によって、「掘削工事に伴って排出される時点」すなわち、「一体の施工システムより排出される時点」で判断するよう示されている。泥水循環工法の場合は、分級機・調整槽・脱水機が一体の施工システムに含まれるため、分級・脱水後の掘削土の一部のみが汚泥となるのに対し、泥水非循環工法の場合は、分級機・調整槽・脱水機が一体の施工システムに含まれないため、これらを設置し非泥状処理を行っても、掘削土全てが汚泥となる。そのため、泥水非循環工法の場合には、非泥状処理を行っていないのが現状である。</p> <p>しかし、泥水非循環工法の場合であっても、非泥状処理をすれば一般残土と遜色ない土砂とすることが可能であり、工法の違いのみで判断するのは不合理である。非泥状処理までを一体の施行システムと捉えることで、現状、全て汚泥処理しているものが、一般残土として処分できることになり、産業廃棄物の排出量を削減できる。</p>	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 通知「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」（平成23年3月30日環産第110329004号）
(6)	食品リサイクル法の定期報告書の業種区分の見直し	食品リサイクル法では、現在、食品製造業の16の業種区分に食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されているが、食品工場においては、同一工場において、複数の区分にまたがる商品を製造するため、区分毎の計量が非常に困難である。現行法において区分されている「麺類製造業」「そう菜製造業」「すし・弁当・調理パン製造業」「菓子製造業」とは別に、これらの区分を1つにまとめた区分を新設するなど、総合食品メーカーの実情にあった業種区分に見直ししていただきたい。	<p>食品リサイクル法では、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況についての報告が義務付けられており、食品関連事業者は、「業種区分ごとの食品残渣量」等を記載した定期報告書を提出しなければならない。「業種区分ごとの食品残渣量」を把握する為には、残渣を「業種区分」別に仕分けをし計量する必要があるが、同一の工場で複数の製品を製造している場合には、複数の業種区分にまたがる食品残渣が混在して発生するため、その分別・計量に非常に困難と手間を要している。例えば、レタスは、サラダとサンドイッチの原材料に使用され、下処理は同時に行われるが、サラダは「そう菜製造業」、サンドイッチは「すし・弁当・調理パン製造業」に該当するため、廃棄する際に1日の製造の中でどちらの業種で発生したかを決めて、分別・計量している。また、野菜炒めを惣菜と弁当に使用する場合には、同じ調理室で加工を行うが、業種区分が異なるため残渣を別々に計量・管理しなければならない。</p> <p>実情に伴った区分とすることで、「業種区分」ごとの目標値が正しく把握され、食品廃棄物等の発生抑制及び減量につながるのと同時に、工場での作業が減り、効率的な処理が可能となる。</p>	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
(7)	土壤汚染対策法の見直しの着実な実施	<p>2015年6月16日の規制改革会議第3次答申に記載された「土壤汚染対策法の見直し」に関する以下の事項について、事業者の意見を踏まえ、着実に実行すべきである。</p> <p>1. 工業専用地域における土地の形質変更については、人の健康へのリスクに応じた規制とすべき。</p> <p>2. 自然由来物質について、次の策を講じることにより、リスクに応じた必要最小限の規制とすべき。①土壤指定基準を、地下水環境基準および土壤環境基準と区別すべき。②自然由来汚染が判明している広い地域内では、土壤の移動を規制しない新たな制度を作るべき。③自然由来特例区域から外へ健全土壤として搬出するために行う認定調査は、自然由来汚染が認められた物質のみを対象とすべき。</p>	<p>現行の土壤汚染対策法では、土壤汚染の拡散を防止するため、3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更を行う場合には、事業者に届出義務が生じる。また、人為的な汚染土壤のみならず、自然由来物質による汚染土壤についても規制の対象とされている。これらはリスクの大小を問わない一律で過剰な規制であり、事業活動に大きな影響を与えている。</p> <p>3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更であっても、都市計画法で規定される工業専用地域では、一般の居住者が地下水を飲んだり、土壤を直接摂取することにより健康を害するリスクが低いこと。また、自然由来物質に係るリスクの大小によらない一律で過剰な規制により、工期の延長、工費の増加、多量の搬出土壤の運搬・処理が必要になり、土地の取引および利活用が萎縮していること。</p> <p>提案の具体的内容 1. による効果は、①国内の旧工場建屋および跡地の有効利用による生産拠点の海外移転の抑制および海外生産の国内回帰の促進、②企業の設備投資意欲の下支え、③形質変更工事着手の迅速化。2. による効果は、①調査費および処分費の軽減による土地利用促進、②各事業所における調査および処分のための時間と費用の軽減、③認定調査費用軽減による自然由来特例地域の緩和効果の発揮</p>	土壤汚染対策法第4条 (施行規則第25条) 土壤汚染対策法第12条 (施行規則第53条) 土壤汚染対策法第9条 (施行規則第43条) 環境庁告示46号付表